

## 会議録

会議の名称	平成30年度 西東京市青少年問題協議会 第2回
開催日時	平成30年11月15日(木) 午前10時から正午まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎5階 503会議室
出席者	委員：住田副会長、内山委員、川合委員、鈴木委員、高田委員、高橋委員、西嶋委員、西原委員、山崎委員 事務局：子育て支援部長 保谷、子育て支援部参与兼子育て支援課長 飯島、児童青少年課長 原島、教育企画課学務係 根岸、子育て支援課調整係 栗林 欠席者：浅野委員、菅田委員、藤田委員、古舘委員
議題	1 協議事項 今期の活動テーマについて (1) 活動テーマについて (2) 具体的な取組について 2 報告事項 西東京市子ども条例について 3 その他
会議資料の名称	会議次第 資料1 西東京市青少年問題協議会委員名簿 資料2 今期の活動テーマと具体的な取組について(案) 資料3 平成30年度第1回及び第2回青少年問題協議会専門部会報告書 資料4 事業者によるネットセーフティ講座一覧 (参考資料) 西東京市子ども条例 子ども条例普及啓発用チラシ(市民まつり配布用)
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
◆前回会議録の承認	
1 協議事項 今期の活動テーマについて	
○座長： 専門部会での協議内容等について、専門部会長からご報告をお願いしたい。	
(資料2、資料3を用いて報告)	
○A委員： 専門部会では、前回協議会で皆様から出された子どもたちの現状の中から何をテーマにするか話し合い、特に課題として挙げられるのは、子どもたちの発信力、コミュニケーション能力の低さとSNSの影響ではないかということになった。そして、SNSがどんなものなのか、子どもたちのSNSへの対応の仕方、発生している問題点など、現状を知りたいという意見が多く出た。そのほか意見は資料3に網羅されている。	

実際にどういうところで話を聞くか。居場所・悩み等を話せる場所の少なさやそういう場所の設置の必要性があがってくるだろうという見通しをたてつつ取組むといいのではないかということ話し合った。

これを踏まえたうえで資料2を提案したい。活動テーマは「子どもたちが直面しているSNSの現状について」とし、まず現状を知ることが課題として提案する。その具体的な方法として、資料2の2(1)～(5)のような案が出た。

まず、直接子どもたちの生の声を聞きたいので、中学生や高校生世代でスマホを所持している子のヒアリングをしたい。

2番目として、実際に子育て中の方々に現状を聞ききたいが、全保護者対象では大変なので、P保連等を通じて運営委員会の方にアンケートに協力していただきたい。

3番目として、学校では小学校低学年から中学年にかけてセーフティ教室などいろいろな形でSNSについて指導されているので、その内容を聞いてみたい。

4番目として、特に高校生等が利用する特化型児童館・児童センターでは日常的にスマホを利用している子どもたちが来ていると思われるので、実際に行ってみる様子を見ると、職員がどんな声かけ・注意をしているのかヒアリングをしてみたい。

最後に、資料4にあるような、学校現場でも使っているスマホ事業者等専門事業者による出前講座または研修会を我々も聞いてはどうか。というものである。

#### (1) 活動テーマについて

○座長：

まず、今期の活動テーマについて、ご意見・ご質問はないか。

○B委員：

警視庁でも子どもを守るネットルールに取り組んでいて、委員の方々を対象にした講演等であれば本部と連携して実施できる。是非協力させてもらいたい。

○C委員：

教育委員会でも、LINEはじめが発生しやすいということで、ずっと問題にしている。最近では、保護者が知らないところで、LINEでつながった知らない人と実際に会っているということがあるので、実情を把握しておくのはとても大切だと思う。

○D委員：

ヒアリングの対象に挙げられているのは大体当事者で、全てを網羅していない気がする。警察関係とか保護観察とか、実際に問題に直面してしまった青少年の対処をしている立場の方にもヒアリングをした方がいいのかなと感じた。

○座長：

ひとつ、我々の任期は来年10月までで、残り1年を切っていることを懸念している。任期中にできることをできるだけやって次の方たちに渡したい。

まず、活動テーマは部会からの提案のとおりでよろしいか。

(異議なし)

○座長：  
では、テーマはこれで決定する。

(2) 具体的な取組みについて

○座長：  
具体的な取組みについて、ご意見・ご質問をお出しいただきたい。  
資料2の2(1)中学生のヒアリングに案が3つあるが、これについていかがか。

○E委員：  
案1の放課後カフェは、やっていない学校もあるので全校ではできないが、実施している学校で行なうのに支障があるということはないと思う。案3も、昼休みや放課後に来校して代表生徒にヒアリングするなら支障ないと思う。

○座長：  
任期的に複数案でもできそうか、その辺りの意見も聞かせていただきたい。

○A委員：  
児童館は、視察と職員ヒアリングと合わせて行えば1回で行ける。特化型施設に限定するならばひばりが丘と下保谷の2館になる。

○座長：  
公共施設等の会場に中学生を呼ぶのは可能なのか。

○E委員：  
学校を離れたあとの活動に関して強請や制約をするのは厳しいと思う。公共の場というのであれば、児童館に来ている子たちでいいのではないか。

○座長：  
放課後カフェは中学校9校のうち何校でやっているのか。

○A委員：  
現在は6校で、3学期から7校になる。学校によって学期に1回のところもあるので、やっている日にあわせて聞きに行けば大丈夫だと思う。

○C委員：  
カフェを開催している方々にアンケート用紙のようなものをお渡しして、子どもたちに書いてもらえるようにお願いすればできるのではないか。

○A委員：  
何を聴きたいかということが決めてあれば、集計はできるかもしれない。

○座長：  
任期中に3案全てやるのは非常に難しいのではないか。

○A委員：

ポイントを決めて出向いたり依頼したりする形になると思う。

D委員の発言にあった、実際にトラブルなどに巻き込まれた人の対応をしている人たちの話は極端な例になると思う。広く現状を知るのが今期のテーマなので、最終的に時間があれば極端な例も聞けるといいのかなと思う。

○座長：

(2) 保護者に対するアンケートはP保連を通してやれるか。

○F委員：

中学校9校なら役員を対象にLINEでのアンケートも可能なので、すぐ実施できる。

○座長：

(3) 教育委員会・学校での取り組みはいかがか。

○C委員：

統計的に網羅した話なら指導主事でいいと思う。

○座長：

学校長については、E委員からお聞きするというのでいいか。

○A委員：

結構である。

○座長：

(4) 児童館の特化型2館は、二つに分かれるか、全員でまとまって行くか。

○A委員：

聞く内容は専門部会で決めて、日程が決まった時に都合がつく人が行くということにしてはどうか。児童館は特化型に絞れば2館だが、ほかにもたくさんある。

○G委員：

質問事項が決まっていれば、それに基づいて委員が日頃交流のある施設で個々に聞き取るとか、施設の職員にお願いするとかもできると思う。

○座長：

これは青少年問題協議会としてのヒアリングなので、一人ふたりで聞くというのは少し違うという感じがする。また、アンケートだけが目的ではなくて、実情を見るということも大切だと思っている。

○H委員：

質問の内容が決めてあれば、それは委員会という前提でいいのではないか。

○G委員：

個々の活動が好ましくないならば皆で行けばいいだろう。ただ、わたしが関わっている児童館は、最近中学生がたくさん来るという話を伺ったので提案した。

○A委員：

特化型は協議会で行くとして、地域性のある児童館等につながりがある委員がヒアリングをしたものを持ち寄って、いろいろな子どもたちの声を拾うように心がけるのはいいかもかもしれない。その辺もまた要検討ではないか。

○座長：

では（５）出前講座について。これは、協議会委員が対象である。

○F委員：

保護者としても興味があるところなので、保護者も受講対象にしてもらえるとありがたい。コミュニケーションツールのスタンダードになっているので使用を黙認せざるを得ないが、使わせ方や思春期の子の心への寄り添い方も難しい。地域や保護者が使い方を学んで、全体で指導できる大人が増えていくというのを目指せるといい。

普通の子の使い方を親としてどう指導できるのかを知りたいので、日常的なところを学びたい。児童館や保護者へのヒアリングでも日常のことを知りたい。出前講座に加えて、西東京市であったことを警察の方に補足してもらえると現状も分かると思う。

○B委員：

取組案を組み合わせて、出前講座を委員だけではなく学校のクラスで保護者も同時に聞いて、被害にあわないための取組として使い方を説明すると同時に、その場でアンケートをとれば声を吸い上げられるのではないか。

○座長：

資料４の民間事業を呼ぶのは難しいのではないか。わたしは警察関係者から具体的な話を聞いたほうが良いような気がする。

○I委員：

警察に関わらない事例も多いと思う。多くの事例がほしいのなら、児童館の職員と連携をとってSNSなどで嫌な思いをした子を教えてもらえれば、事例は拾えると思う。

○E委員：

資料４にある事業者は学校ですべて利用したことがある。扱う内容はほとんど共通で、特別変わったものはない。ただ、携帯電話会社３社は、親子一緒に受けるセーフティ教室のあとに保護者と教員とインストラクターで話をする協議会に協力してくれたが、もう１社はプログラムにないということで断られた。

○G委員：

わたしは基本的な出前講座を聞いてみたいし、実際にあった事例も聞きたい。わたし

私たちはいろいろなことがあるということをもっと知る必要があると思う。

○F委員：

この講座についてPTA、児童館職員、先生方にも声をかけて、集まった人たちで意見交換的に情報を集めて、研修会と情報収集を1回で済ませるといえるのはいかがか。

○D委員：

効率的に作業を進める必要がある。SNSに関して今起きている問題を整理して、専門の人から挙げられる原因などを羅列した上でヒアリングの項目を決めないと、満遍なくヒアリングをしても、まとまるのに時間がかかるのではないか。

○I委員：

ヒアリングするにも土台にアンケートがないと、結局意見がバラバラになる。まずはアンケートの内容を考えなければいけないかなと思う。

○D委員：

内容を考えるためには問題点・課題を整理しておかないとならないのではないか。

○G委員：

今SNSを取り上げようというのは、すでに明らかな問題点があるからではないか。その整理は、例えば警察の方などから日常の使い方での問題点を示してもらって、それをまとめたらいけないのではないか。

親が気づかないうちに、子どもが知らない人と結びついて事件に巻き込まれるようなことをどうやって食い止めるかというのが今この課題で、子どもたちに理解させて危険に会わないようにしていくのが狙いだと思う。

子どもたちの使い方では何が問題で、それについてどうしているかを子どもたちに聞くようにしないと、アンケートをとってもまとまらなくなるのかなと思う。

○座長：

すると、まずは勉強会をしないといけない。

○F委員：

それでは「問題点」を知るといえるのが今回の目的になってしまう。例えば、お金につながるような機会があれば会いに行ってしまうようなことをどう思っているのか、そういうことのハードルの高さを認識できているのかとか、そういう子どもたちの意識を知らないと、親としても指導の仕方が難しく、対策をとることができない。

○G委員：

それは規範意識であって、その理解が足りないとことと、スマホやLINEの使い方とは少し違うのではないかなと思う。

○B委員：

警視庁少年育成課の平成29年アンケート調査によると、ネットルールを作った場合、子

どもの約87%がルールを守っている若しくは大体守っていると答えている。

アンケートではあまり細かいことを聞くのではなく、所有の有無、誰からもらったのか、どんなふうに使っているか、一日の使用時間は決められているか、ネットルールを知っているか、ネット犯罪の被害について知っているか、そのあたりの結果をまとめれば、市独自の対策を提案する形につなげていけるのかなという気はする。

○G委員：

最終的にそこまでたどり着ければいいが、今回は子どもたちがどのくらい持っていて、どんなふうに使っているのかを知ることが問題ということではないか。

○H委員：

任期が残り少ないというが、活動予定はあと何回なのか。その中で、全員での活動と、個々の活動からの集約と、全体会をどう組み立てていくかだと思う。

○座長：

全体会で突然協議するのはなかなか難しい。専門部会でやらなければ全体会に出せない問題がたくさんある。専門部会は必要に応じてできる。

○D委員：

SNSの問題に関して、ハード面はすでに専門家の方が発表されていて、みんな分かっているのではないかと。それより、ネット依存・友だち依存などのソフト面の現状はいろいろあって、友だちとの付き合い方へのSNSの影響とか、そういう方面はかなり深刻な問題なのではないかと思う。もう少し絞って、例えばLINEを通しての友だちとの付き合い方の指針みたいなものを提言するのはいかがか。

○A委員：

専門家の研究内容は専門家に聞くのが一番だろう。ただ今回のテーマは、西東京市の青少年へのスマホの浸透の仕方、保護者の捉え方、市の対応という現状の全体像を見るということである。何かを提言するためにまず西東京市のいろいろなものを知ろうという、そのモチベーションが専門部会で出たテーマ設定だと思っている。

これまで出た意見のとおり問題意識は皆さん全然違うので、それぞれがどんなことを聞いて、どういう構成でやりたいかを宿題として提出していただき、それを専門部会でもう一度検討するのがいいのではないかと思う。

問題解決に向けた提言は理想ではあるが、なかなか難しいのがこの問題だと思う。親子関係とかも出てくると思うので、そういうところにも目を向けた総合的な報告書ができるとうごくいいと思う。

○D委員：

西東京市の現状として、例えばどういう項目を出すのか。現状を把握したあと、どういうふうの問題を捉えるのか。

○A委員：

例えば、安全にスマホを使うためのルールは知っていても、そのルールを設けていな

いと答えた方が多かったとか、そういうことがわかってくるかと思う。

○D委員：

それは、相当な調査をしないと出ない。統計学的に何パーセントやればできるとかがあるのかもしれないが、そういう数字は出るか。

○A委員：

統計を出すつもりはない。生の声を拾う中で現状を捉えていこうということである。

○G委員：

このテーマに行き着いたのは、今の子どもたちがスマホやLINEの中で友だちを求めて、実際の人との関わりが薄いのではないかということからだったと思う。もう少し人の手のぬくもりとかを子どもたちに伝えたい。だから、データでどうこうではなくて、現状を知って、暖かい、感性が豊かな子どもを育てるために大人はどうしたらいいのか、というのがこのテーマなのではないか。

○座長：

たくさん意見が出ているが一旦整理する。具体的な取組案は全部やれるだろうか。

まず、子どもの声を聞く方法は、放課後カフェはやっていない学校があるので、第2案と第3案を全員でやるという形にしたいと思う。ヒアリングの対象となる生徒の抽出方法は、E委員のご意見を伺いたい。

○E委員：

極端な人選がないようにという要望をいれて、学校に任せるしかないと思う。

○A委員：

すでに実施している6校は放課後カフェで、それ以外の学校は放課後等に行き行って聞くというように、組み合わせるのはどうか。

○座長：

一部の人が行くとそれぞれの聞き方があるので、協議会の統一の意見とするには、全員で行ってきちんと聞いたほうがいいだろう。時間的な問題もあるので、何校でできるか。実施場所は、学校に行き行くのか。

○G委員：

質問の項目表を作ってそれに従って聞けば、全員でなくてもいいのではないか。例えば、全員では2校しか行けなくてもグループで分けられれば4校行けるという考え方もある。質問はベースの質問項目にしたがって行なうことにして、お任せしてもいいのではないかと思う。地域性もあるのでそれぞれの学校で同じ答えは出てこないと思う。

○座長：

では対象になる学校は全校まわるということにするか。



○G委員：

それは放課後カフェと組み合わせた中でやっていてもいいし、学校の選択はE委員にお任せしたい。

○I委員：

昼休みとか放課後に私たちが何人か行って、子どもたちと話を聞く内容はアンケートとほぼ同じということであれば、アンケートではだめなのか。様子を見たいというのも分かるが、それは少し時間の無駄ではないか。

○G委員：

わたしたちはコミュニケーションをとろうとしている中で、アンケートを渡して書いてもらうのは、また違うのかなと感じる。

○I委員：

学校が選んでくれるのはある程度意識のある子たちなので、わたしたちが本当に話を聞きたい子どもたちは来ないと思う。そうであれば、ひとつのクラス全員にアンケート用紙を配って答えてもらう方法のほうが、多くの意見が出るのではないかと思う。

○座長：

学校に入ってみるとなんとなく感じるものがある。その中で子どもたちの意見を聞いていくとかなり違うものがあるのではないかという気がする。

○G委員：

全員で子どもたちに話を聞くのは、昼休みという短い時間では難しいのではないか。

子どもの雰囲気だけではスマホを持っているかどうかはわからない。実際の様子を聞くのも難しいので、学校に選んでもらった学年・クラスの全員に「スマホを持っているか」「何時間くらい使っているか」という項目に答えてもらうというのが一番とっかかりになるかもしれない。学年によっても違ってくるだろうが、そこまでやると大変か。

○A委員：

それだと統計になってしまう。放課後カフェは制約がないので、子ども条例のヒアリングの時は、担当職員が対面でその子が答えてくれる限り時間をかけて聞いていた。

○G委員：

放課後カフェに来るのはある意味では限られた子なので、1クラス40人のうちどれだけの人がスマホを持っているのかというのを知りたい。

○I委員：

本当に問題を抱えている子や悩んでいる子というのは、あえて口を開かないと思うので、アンケート形式の方がどういうことが起きているかが少しでも分かるかなと思う。

○D委員：

目的が何かを整理してからどうするか決めないと、いきなりどこかに行っても何を聞

くのかとなる。まず問題を羅列して、それによって聞きに行くを決めない。

○I委員：

今回は、SNSでどんな問題が起きているか、悩んでいるかという現状を知りたいということで話しているのではないか。

○座長：

順番を追って整理する。先ほどのE委員のお話では、集める人数は学校に任せるしかない、実施場所は学校で、時間的には昼休みか放課後しかないということだった。

全ての中学校を回るのは本当に大変なことだ。手分けをするのか、一部を抽出して行くのか、どこの学校にいったらいいのか、というのも、中学校長の代表として出ていただいているE委員のお話を伺いながら決めていかなければいけないことである。

○E委員：

実際は学校にはスマホを持ってこないもので、学校の中ではネットやSNSのトラブルはない。大概是夜間開放している児童館などでやりとりしているときというのが多いので、そういう時間帯に集まっている子たちに聞けば一番生の声が聞けるかもしれない。

○事務局：

皆様から様々ご意見が出た中で、「子どもたちが直面しているSNSの現状について」という活動テーマを揺るがさないように共通認識を持っていただくことが必要かなと思う。ここを基本に、ヒアリング項目を整理したうえで、行く場所を決めるという順番になるかと思う。また、任期の関係からスケジュール感を確認する必要があるので、大変恐縮だが、再度部会の中で整理をした上で、また協議会ご意見をいただいて進めていきたいと考えるが、いかがか。

(異議なし)

○A委員：

皆さんそれぞれ立場が違って、テーマへの思いも違う。だからこそこの協議会だと思うので、専門部会での議論に向けて、それぞれどういう角度でどういう内容を聞きたいのか、提出していただけるといい。そのストーリー性を持って、どこでヒアリングをしていって、どう完結していくかというのを検討していけるといいと思うが、いかがか。

○座長：

では、課題を提出していただき、改めて専門部会で検討をすることにしたい。

## 2 報告事項

西東京市子ども条例について

(事務局から参考資料について説明)

○事務局：

条例が制定されたことによって取り組みを進めている。チラシとシャープペン先は先日の市民まつりで配布し、学童まつりでもチラシを置かせていただいた。

子ども条例の条文の詳しい説明は控えるが、具体的な取り組みとして、子どもに寄り添った子どもの権利擁護委員というものを配置して、子どもの相談体制の充実をしていくことが書かれており、来年の夏休みに開設に向けて準備を進めている。

条例の推進体制については、庁内の連携体制の組織として子ども施策推進本部というのを10月に設置して、具体的には、学習支援、子ども参加意見表明の取組の2点について検討を始めた。

来年度には、教育委員会と連携を図りながら小学校高学年用の副読本の作成をして授業で活用してもらいたいと考えている思っているほか、道徳地区公開講座などで権利擁護委員からお話をするということも、案ではあるが、教育委員会と調整をしている。

○座長：

子ども条例については報告ということで終わらせていただく。

(了)